



## 令和8年度における神奈川県地域職業訓練実施計画 (求職者支援訓練)の策定に向けた検討について

- 1 令和8年度神奈川県地域職業訓練実施計画(求職者支援訓練)の策定にあたっての検討事項
- 2 令和8年度求職者支援訓練における年間計画策定について(案)
- 3 令和8年度における神奈川県地域職業訓練実施暫定計画(案)  
(求職者支援訓練)

令和7年11月12日

神奈川労働局職業安定部訓練課



## 令和8年度神奈川県地域職業訓練実施計画(求職者支援訓練)の策定にあたっての検討事項

項目	令和7年度 神奈川県地域職業訓練実施計画策定方針	令和8年度 神奈川県地域職業訓練実施計画策定方針(案)
1 訓練規模・就職率目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訓練規模(認定上限値) 2,421人 ※厚生労働省からの配分</li> <li>○ 雇用保険適用就職率目標 基礎コース58% 実践コース63%</li> <li>○ 認定定員のうち、508人はデジタル分野において認定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訓練規模(認定上限値) <b>3,150人</b> ※厚生労働省からの配分(案)</li> <li>○ 雇用保険適用就職率目標 基礎コース58% 実践コース63%</li> <li>○ 認定定員のうち、<b>661人</b>はデジタル分野において認定。</li> </ul>
2 基礎と実践の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎コース 30% 726人</li> <li>○ 実践コース 70% 1,695人</li> </ul> <p>※実践コースのうち、eラーニングコースについては、20%を上限とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎コース <b>30%</b> <b>945人</b></li> <li>○ 実践コース <b>70%</b> <b>2,205人</b></li> </ul> <p><b>※実践コースのうち、eラーニングコースについては、20%を上限とする。</b></p>
3 実践コースの訓練分野別の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実践コース 1,695人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル系 508人(30%)</li> <li>　　うちIT分野 339人(20%)</li> <li>　　WEBデザイン系 169人(10%)</li> <li>・介護系 339人(20%)</li> <li>・医療事務系 169人(10%)</li> <li>・その他 594人(35%)</li> <li>・共通枠 85人(5%)</li> </ul> </li> </ul> <p>※実践コースの訓練分野毎の訓練認定規模を超えた認定申請があった場合には、全ての分野に適用可能な「共有枠」を用いた認定を行う。 (実践コースの訓練実施計画規模以内での運用となる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実践コース <b>2,205人</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル系 <b>661人</b>(30%)</li> <li>　　うちIT分野 <b>441人</b>(20%)</li> <li>　　WEBデザイン系 <b>220人</b>(10%)</li> <li>・介護系 <b>441人</b>(20%)</li> <li>・医療事務系 <b>220人</b>(10%)</li> <li>・その他 <b>772人</b>(35%)</li> <li>・共通枠 <b>111人</b>(5%)</li> </ul> </li> </ul> <p>※実践コースの訓練分野毎の訓練認定規模を超えた認定申請があった場合には、全ての分野に適用可能な「共有枠」を用いた認定を行う。 (実践コースの訓練実施計画規模以内での運用となる。)</p>

4	新規参入枠の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 基礎コース 上限値30%</li> <li><input type="radio"/> 実践コース 上限値30%</li> </ul> <p>※新規枠は必ず設定し、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定期間内で新規枠へ振り替えることも可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 基礎コース 上限値30%</li> <li><input type="radio"/> 実践コース 上限値30%</li> </ul> <p>※新規枠は必ず設定し、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定期間内で新規枠へ振り替えることも可能とする。</p>
5	地域ニーズ枠の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 基礎コース又は実践コースで少なくとも1コース設定</li> <li><input type="radio"/> 特定の地域：県西部地域（平塚、小田原、松田公共職業安定所の管轄内）</li> <li><input type="radio"/> 訓練認定規模の20%以内</li> </ul> <p>※eラーニングコースは対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 基礎コース又は実践コースで少なくとも1コース設定</li> <li><input type="radio"/> 特定の地域：県西部地域（平塚、小田原、松田公共職業安定所の管轄内）</li> <li><input type="radio"/> 訓練認定規模の20%以内</li> </ul> <p>※eラーニングコースは対象外とする。</p>
6	その他 対象者の特性、訓練ニーズに応じた職業訓練の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 学卒未就職者、生活困窮者、短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者などに対する職業訓練を別枠として特出せず、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練を実施する場合には、各コースの内数として実施する。</li> </ul>	同左

## 令和 8 年度求職者支援訓練における年間計画策定について（案）

令和 7 年 9 月 30 日（火）に令和 7 年度第 1 回中央職業能力開発促進協議会（以下、「中央協議会」という）が開催され、当該協議会で出た意見を踏まえ、求職者支援訓練における令和 8 年度の各都道府県の認定上限値（案）および実施規模と分野（案）が示されたところである。当該（案）を基に、神奈川県における求職者支援訓練の実施計画を次のとおり策定した。

### 1 設定上限値について

神奈川県においては、認定上限値（案）として 3,150 人が配分されている。

神奈川県における求職者支援訓練の受講者数については、表 1 のとおり、受講者数が増加傾向にあり、認定上限値として 3,150 人は妥当である。

[表 1]

（令和 5 年度）

訓練種別	認定上限値	(割合)	認定定員数	受講者数	(割合)
基礎コース	916人	35%	876人	645人	33.9%
実践コース	1,701人	65%	1,781人	1,257人	66.1%
合計	2,617人	100%	2,657人	1,902人	100.0%

（令和 6 年度）

訓練種別	認定上限値	(割合)	認定定員数	受講者数	(割合)
基礎コース	724人	30%	758人	647人	33.3%
実践コース	1,718人	70%	1,734人	1,294人	66.7%
合計	2,442人	100%	2,492人	1,941人	100.0%

（令和 7 年度）

訓練種別	認定上限値	(割合)	認定定員数	受講者数	(割合)
基礎コース	726人	30%	596人	414人	36.0%
実践コース	1,695人	70%	1,261人	737人	64.0%
合計	2,421人	100%	1,857人	1,151人	100.0%

（注 1）令和 7 年度の認定定員数は、12 月開講分までの状況である。

（注 2）令和 7 年度の受講者数は、10 月開講分までの状況である。

### 2 基礎コースと実践コースの割合について

神奈川県における過去 3 か年の基礎及び実践コースの受講者数の割合を集計したところ、上記表 1 のとおりとなっており、近年は、基礎コースの受講者の割合は、おおむね 30% で推移しているため、神奈川県における令和 8 年度計画においても表 2 のとおり基礎コース 30%、実践コース 70% の配分とするのは妥当である。

[表 2]

（令和 8 年度）

訓練種別	認定上限値	(割合)
基礎コース	945名	30%
実践コース	2,205名	70%
合計	3,150名	100%

### 3 実践コースの分野別割合について

実践コースの分野は、デジタル系、介護系、医療事務系及びその他の4区分としており、各分野の認定上限値及び受講者の割合は、表3のとおりとなっている。

[表3]

(令和5年度)

訓練種別	認定上限値	(割合)	認定定員数	受講者数	認定定員に対する受講者の占める割合
実践コース	1,701人	100%	1,202人	834人	69.4%
デジタル系	425人	25%	347人	295人	85.0%
うちIT	255人	15%	85人	83人	97.6%
うちWebデザイン	170人	10%	262人	212人	80.9%
介護系	340人	20%	122人	81人	66.4%
医療事務系	170人	10%	58人	40人	69.0%
その他	681人	40%	675人	418人	61.9%
共通枠	85人	5%			

(令和6年度)

訓練種別	認定上限値	(割合)	認定定員数	受講者数	認定定員に対する受講者の占める割合
実践コース	1,718人	100%	1,734人	1,294人	74.6%
デジタル系	506人	30%	557人	487人	87.4%
うちIT	338人	20%	219人	172人	78.5%
うちWebデザイン	168人	10%	338人	315人	93.2%
介護系	338人	20%	296人	166人	56.1%
医療事務系	168人	10%	174人	140人	80.5%
その他	621人	35%	707人	501人	70.9%
共通枠	85人	5%			

(令和7年度)

訓練種別	認定上限値	(割合)	認定定員数	受講者数	認定定員に対する受講者の占める割合
実践コース	1,695人	100%	977人	797人	75.4%
デジタル系	508人	30%	271人	211人	77.9%
うちIT	339人	20%	154人	99人	64.3%
うちWebデザイン	169人	10%	117人	112人	95.7%
介護系	339人	20%	170人	119人	70.0%
医療事務系	169人	10%	86人	69人	80.2%
その他	594人	35%	450人	338人	75.1%
共通枠	85人	5%			

(注) 令和7年度の認定定員数及び受講者数は、10月開講分までの状況である。

表3によると、認定定員に対する受講者の占める割合は、訓練分野によって上昇しているものと依然低調に推移しているものがある。

デジタル系（特にIT分野）および介護系は実施機関が少ない状態ではあるものの、デジタル系への重点化および人材確保が困難な介護系を推進するため、デジタル系は認定下限30%、介護系は20%の認定定員数とすることが妥当である。

その他分野については、実践コース全体の認定定員数からデジタル系、介護系、医療事務系および共通枠を除した残数として35%認定定員数とすることが妥当である。

これにより、令和8年度の実践コースの分野別割合については表4のとおりとすることが妥当である。

なお、eラーニングコースについては、受講対象者を限定していることに鑑み、各月とも全体の定員数の20%程度を上限とし、各月の定員数および認定分野については、神奈川労働局と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部との協議により決定する。

[表4]

令和8年度

訓練種別	認定上限値	認定上限値の割合
実践コース	2,205人	100%
デジタル系	661人	30%
うちIT	441人	20%
うちWebデザイン	220人	10%
介護系	441人	20%
医療事務系	220人	10%
その他	772人	35%
共通枠	111人	5%

#### 4 新規枠の割合について

新規実施機関が参入する際に優先的に認定できるよう新規枠を設定している。

神奈川県における新規参入枠の上限値は、基礎コース30%、実践コース30%で設定しているところであり、令和8年度においても新規参入枠の上限値は、基礎コース、実践コースとともに30%を上限値とすることが妥当である。

#### 5 認定単位期間について

神奈川県においては、認定単位期間を毎月単位として申請を受け、認定しているところである。

これは、求職者に対して訓練の受講機会を均等に付与すること、実施機関において昨今の状況から長期に講師等の配置計画を立てることが難しいとの意見があることから毎月単位の申請方式としている。

令和8年度においても前年度と同様に毎月単位の申請方式とすることが妥当である。

## 6 特定の対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の取扱いについて

### (1) 学卒未就職者、生活困窮者、不安定就労者を対象とする職業訓練

令和7年度の地域職業訓練計画において、当該職業訓練を別枠として特出せず、各分野の内数として実施することとしたことから、令和8年度においても期中に発生することが想定される特定の対象者に関する訓練コースの認定に対応できるよう同様の取扱いとすることが妥当である。

### (2) 地域ニーズ枠について

地域ニーズ枠を基礎又は実践コースで少なくとも1訓練コース分、特定の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域について設定することが示されている。

神奈川県内の求職者支援訓練は全体の約6割以上が横浜市内中心に実施されていることから、特に訓練実施が少ない県西部地域に設定することとする。

計画枠の上限値は、訓練認定規模の20%以内で設定することが妥当である。

なお、居住地付近からの通所を想定していることから、eラーニングコースは地域ニーズ枠の対象外とする。

令和 8 年度における神奈川県地域職業訓練実施暫定計画（案）  
 （求職者支援訓練）

令和 7 年 月 日

1 令和 8 年度上半期における求職者支援訓練の実施規模と分野

- ・ 本暫定計画は特定求職者等に対して令和 8 年 4 月以降も切れ目なく職業訓練の機会を提供するため、令和 8 年 9 月までの暫定として求職者支援訓練を順次認定するために必要な事項を定めたものである。
- ・ 令和 7 年度の景気は、しばらく続いた持ち直しの動きに足踏みがみられ、原材料費等の高騰が雇用に与える影響に注意が必要な状況である。そのような中で、より一層非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティーネットとしての機能が果たせるよう、また、雇用保険受給者がより自らの就職に必要な能力の開発や向上に適した訓練を受けることが出来るよう、必要な訓練機会を提供するため、年間の訓練認定規模 3,150 人※を上限とすることを想定し、計画期間中は 1,853 人を上限とする。

※政府予算案決定前の段階における暫定的な想定規模である。

- ・ 訓練の種類としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 70 %）。
- ・ その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向を踏まえたものとする。
- ・ また、コース設定の要件緩和等を踏まえて、地域の関係機関と連携し、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定を推進する。
- ・ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

	訓練認定規模
基礎コース	591 人
実践コース	1,262 人
デジタル系 （うち IT） （うち Web デザイン）	407 人 （うち IT : 264 人） （うち Web : 143 人）
介護系	204 人
医療事務系	116 人
その他	473 人
分野共通枠	62 人

- 1) その他分野とは、販売・営業・経理事務系、アロマ、ネイルアート、機械CAD、建築CAD等。
  - 2) e ラーニングコースについては、認定規模の 20 %程度を上限とし、各月の定員数及び認定分野については、神奈川労働局と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部との協議により認定する。
  - 3) 分野共通枠は、実践コースの毎月の各分野認定規模の上限を超えて認定申請がされる場合、超える申請部分を共通枠で認定するもの。
- 上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

訓練認定規模	
基礎コース	30 %
実践コース	30 %

注 申請対象期間の認定数を超える認定申請がある場合は、

- イ 新規参入枠については、職業訓練の内容や質等が良好なものから認定する。
- ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ※ 新規枠は必ず設定することとするが、ある認定単位期間で実績枠に余剰人員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。
- ハ 実践コースにおいて設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが認定されなかった場合の定員は、同一認定単位期間の「その他」分野への振替も可とする。
- ニ 地域ニーズ枠の設定は、上記、各訓練認定規模の内数として実施し、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期などを踏まえて設定する。但し、訓練認定規模の 20 %以内とする。また、地域ニーズ枠の対象となる地域は、平塚所、小田原所及び松田公共職業安定所の管轄地域とし、e ラーニングコースについては、対象外とする。

## 2 認定単位期間

- ・神奈川県においては、訓練機会を均等に付与するため 1 か月を単位として区分し認定する。
- ・認定単位期間ごとの具体的な定員は、過去の受講希望者数を参考に各月に振り分けることとする。
- ・なお、認定申請受付期間については、神奈川労働局の HP 及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部の HP で周知する。

## 3 計画期間

- ・計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。

## 4 計画の改定

- ・この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。